

令和7年度 第1回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和7年6月10日(火) 大阪合同庁舎第2号館 4階 共用会議室I
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 奥 和義 (元大学教授) 山本 貴士 (大学院教授)

I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和7年1月1日～令和7年3月31日
審議対象件数	近畿中部防衛局 80件 東海防衛支局 0件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数		4件	(審議概要)
建設工事	一般競争	0件	入札等の状況について
	一般競争(政府調達協定対象外)	3件	
	公募型指名競争	0件	
	企画競争	0件	
	随意契約	0件	
建設コンサルタント業務等		1件	
意見・質問		回答	
○委員からの意見・質問	○それに対する回答等	<p>【抽出案件】</p> <p>【近畿中部防衛局】</p> <p>○建設工事</p> <p>一般競争(政府調達協定対象外)</p> <p>[串本(6)隊庁舎新設等建築その他工事]</p> <p>1者応札となった理由は何か。</p> <p>高落札率となった理由は何か。</p>	<p>建設業界にて技術者が不足しており、専任で配置出来ないこと、本工事の分屯基地は和歌山県の南端に位置しており、地理的な点で作業員の確保が困難な地域であることなどから、応札されなかったのではないかと思料する。</p> <p>予定価格超過により乖離のある項目について補足説明を実施した。2回目の入札を経て3回目の入札を実施し落札となった結果、高落札率になったものである。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [祝園（6）造成工事]</p> <p>「入札・契約状況調書」では、「無効」が9者あり、いずれも「追加資料提出及び施工体制ヒアリング辞退」であるが経緯はどうか。</p> <p>追加資料提出の対象者のすべてが辞退となっている理由は何か。</p> <p>○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [岐阜（6）構内通信管路等整備工事]</p> <p>1者応札となった理由は何か。</p> <p>○建設工事 公募型プロポーザル方式（政府調達協定対象外） [小松（6）土木基本検討]</p> <p>高落札率となった理由は何か。</p>	<p>開札後、調査基準価格を下回った者に対し、品質確保の実効性・施工体制確保の確実性など施工内容の実現確実性の向上につながる施工体制が構築されているかどうかについての施工体制の審査を行うため、所定の様式の追加資料の提出並びにヒアリングの実施を求めたところ、9者とも追加資料の提出をされず辞退に至ったものである。</p> <p>各者において各々の事情・状況があると思われるが、追加資料の提出及びヒアリングに応じても落札に至らない可能性があることなど総合的に判断されたものではと料する。</p> <p>本工事は一般的な建物の電気工事とは異なり、屋外における通信工事が主となる埋設管路工事であるため、通信工事を専門としている業者が少ないこと、また、埋設に要する土工事が多く含まれていることから敬遠されたものと思料する。</p> <p>本業務は公募型プロポーザル方式となっており、技術提案書の提出を求め、特定された業者との見積合せによる随意契約となることから、予定価格に対する見積金額の割合が高くなったものと思料する。</p>

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	競争参加資格等審査委員会が3回開催された理由は何か。	プロポーザル方式は、 ・本業務の競争参加資格について決定を行う段階 ・公示後、参加表明のあった業者の競争参加資格の有無について決定を行う段階 ・技術提案書の提出を受けて配置予定技術者に対してヒアリングを実施し評価を行い特定する段階のそれぞれの段階において審査を実施することとしているため、3回開催したものである。

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義案件		0件	(審議概要) なし
工 事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業 務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
	意見・質問		回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について		
審議概要	順位傾向の分析、落札率・応札率の分析等を行った資料を委員に配布	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

4. 再苦情処理（再説明請求回答）
該当事案なし

令和7年度 第1回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和7年6月10日(火) 大阪合同庁舎第2号館 4階 共用会議室I
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 奥 和義 (元大学教授) 山本 貴士 (大学院教授)

II 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
審議対象件数	防衛装備庁岐阜試験場 143件 近畿中部防衛局 118件 東海防衛支局 95件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	10件	(審議概要) 入札の状況について
一般競争	3件	
公募型指名競争	0件	
企画競争	0件	
随意契約	7件	

意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【抽出案件】 【防衛装備庁岐阜試験場】 ○一般競争 【総合調整場の各種設備の点検（その2）】</p> <p>随意契約に移行した経緯はどうか。</p> <p>契約相手方との契約実績はあるのか。</p> <p>本契約相手方がこの設備点検に関する専門性を有しているということか。</p> <p>一般競争入札とした理由は何か。</p> <p>予定価格はどのように算定されたのか。</p>
	<p>2回目の入札でも落札に至らなかったが、入札金額と予定価格に乖離が僅かなことから、不落随契に移行した。</p> <p>契約実績はある。</p> <p>経験値があるため、岐阜試験場の施設状況をよく把握していると思われるが、本件は特別な専門性を必要とするものではない</p> <p>本件は、特別な専門性を必要とするものではなく、履行可能な業者が複数存在すると考えられることから、一般競争入札として実施した。</p> <p>見積価格に対し過去の実績落比を査定率とし算定した。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>1 者応札となった理由は何か。</p> <p>他に参加可能な業者はないのか。</p> <p>○随意契約 [CFT試験準備役務(その1)]</p> <p>4 回目の入札で決定しているが、入札金額はどの部分で調整されているのか。</p> <p>契約希望者募集要領はどのように周知しているのか。</p> <p>募集に応募できる者の資格として、公示における契約希望者募集要領2③「新空対艦誘導弾(XASM-3)(その3)(1)のうちCFTポッド用補用品、ダミー飛しょう体A型及びXASM-3(改)CFT試験手順書に関する知識及び技術を有していること。」とあるが応募者が限定されないか。</p> <p>公募とする根拠は何か。</p> <p>○随意契約 [インパルス・カートリッジ]</p> <p>入札6 回目で不調となり、予定価格を再計算された経緯はどうか。</p> <p>性能確認試験で使用する航空機のインパルス・カートリッジを製造している唯一の業者なのか。</p>	<p>参加資格条件としての格付が合致しなかったことから結果的に1 者になった。</p> <p>参加希望の業者は見つからなかった。</p> <p>予定価格は防衛省が算定した想定レートを適用して算出しており、相手方は自らのレート及び工数を減じて調整していると思われる。</p> <p>ホームページに掲載し、公開している。</p> <p>1 者だけと思われるものの、他にないとは言い切れないため資格要件とした。</p> <p>防衛装備庁の規則で定められており、調達における透明性の確保のため参加者の拡大を図ることから公募している。</p> <p>防衛装備庁の中央調達において実績があることから、当初、中央調達の算定に倣って予定価格を算定したが中央調達とは調達数量が大きく異なることから、中央調達と同等の単価で契約することは難しかったため、あらためて算定したものである。</p> <p>当該航空機については、契約相手方製造のインパルス・カートリッジを使用することとされていると認識している。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>本件では、契約希望者募集要領で全省庁統一参加資格A～Dを持つものとされている。一方で契約金額が同等の「総合調整場の各種設備の点検」ではA等級は除外されていたが、本件で除外されない理由は何か。</p> <p>公告と公示では参加資格が異なるということか。</p> <p>○随意契約 [試験用無線装置他 1 品目]</p> <p>予定価格はどのように算定されたのか。</p> <p>この調達品目は、契約相手方では調達できない品目なのか。</p> <p>○随意契約 [グランドハンドリングホイール他 1 品目]</p> <p>契約希望申請書において、添付資料3「本航空機の設計製造会社を使用できると認めていることを証明する資料」と明記しているが、参加可能業者が限定されないのか。</p> <p>○随意契約 [試験計測用航空機用機体部品]</p> <p>募集に応募できる者の資格として、公示における契約希望者募集要領2④「航空法 第16条第2項の要求を満足していることが確認できる証明書を提出できること。」とあり、証明書が提出できる業者は契約相手方以外にあるのか。</p> <p>BK-117D-3型の機体部品は契約相手方がライセンスを独占しているのか。</p>	<p>参加資格に等級の設定があるのは一般競争入札のみである</p> <p>そのとおりである。</p> <p>市場価格方式により、見積価格及び類似売買契約実績を基に算定した。</p> <p>契約相手方のみによる調達品目であると思われるが、他にないとは言いきれないことから公募した。</p> <p>航空機の安全性を確保するため確認を要することから限定的となるがやむを得ないと思料する。</p> <p>調達部品の中には一般的なものもあり、その部品個々について対応可能な業者はあると思われるが、今回の調達要求品目では1者だけと思われるものの、他にないとは言いきれないため資格要件とした。</p> <p>一般的な部品も含まれるが、専用品が多く各専用品等について、契約相手方がライセンスを所持しているかは把握していない。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>一般的な部品と専用品を区分して調達すれば、一般的な部品に対しては他者の参加が見込まれる可能性があると考えられるがどうか。</p> <p>○随意契約 [電話装置]</p> <p>高落札率となった理由は何か。</p> <p>市場価格はインターネットで確認したのか。</p> <p>落札比率はどのように算出したのか。</p> <p>○一般競争契約 [トランシーバー（衛星通信用）]</p> <p>このトランシーバー（衛星通信用）は特殊な品目なのか。</p> <p>落札率が低かったが、品目に問題はなかったのか。</p> <p>○一般競争契約 [救命ボート]</p> <p>仕様を満たす製品を取り扱う業者は契約相手方の1者だけなのか。</p> <p>要求を満たす業者は少数なのか。</p> <p>予定価格はどのように算定されたのか。</p> <p>他者からは参考見積書は徴取していないのか。</p>	<p>過去、そのように区分して調達した際に、一般的な部品の調達において参加業者は今回の契約相手方のみであった。</p> <p>市場価格方式により、見積価格及び市場価格を基に算定したが、図らずも結果的に高落札率になったものと思料する。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>類似案件の前例を参考にして算出した。</p> <p>イリジウム衛星通信用として、一般的な品目である。</p> <p>仕様を満たしており通信性能にも問題はなかった。</p> <p>複数の業者がある。</p> <p>予算要求時には他からも見積書を徴取できた。</p> <p>市場価格方式により、見積価格及び他の官公庁での売買契約実績を基に算定した。</p> <p>本件において、他者は、入札参加意思がなかったため、徴取していない。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>予定価格算定用の参考見積書は入札参加が決まってから徴取するものなのか。</p> <p>【近畿中部防衛局】 ○一般競争 [令和6年度饗庭野演習場用地取得に係る用地測量業務]</p> <p>予定価格と落札額にかなり開きがあるが、要因は何か。</p> <p>過去に同様の測量業務の発注があったのか。</p> <p>予定価格において、業者から見積書を徴取していないのか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>落札業者は受注意欲が高かったことにより積算価格に占める割合が大きい諸経費を大幅に減額することが可能であったものと考えられる。</p> <p>令和元年度に同演習場周辺において実績がある。</p> <p>積算価格の算定については、「施設測量調査業務積算要領」に基づいて算出しており、見積書の徴取はしていない。</p>

<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	
---------------------------	-------------	--